

区民防災組織等活動助成金の申込みについて

1 助成対象事業

区民防災組織等が自主的に実施する防災訓練

※ 区民防災組織のほか、幼稚園・小学校・中学校PTA、文京区青少年健全育成会等が対象です。(訓練実施経費のみ)

なお、区から他の助成金等を受けている場合は、対象とならない場合がありますので、あらかじめ防災課にご相談ください。

2 助成金の種類と金額

1. 訓練実施経費

防災訓練に要する経費のうち、3万円を限度とします。1組織につき年度内1回限りです。

〔訓練経費3万円の場合〕

訓練経費 3万円	自己負担 0円
	助成金額 30,000円

2. 備蓄品購入経費

① 区民防災組織が防災訓練を行う場合、備蓄品の購入に要する経費のうち、3万円を限度とします。
(3年に1回の助成。)

〔備蓄品購入経費3万円の場合〕

3万円 備蓄品購入経費	自己負担 0円
	助成金額 30,000円

② 区民防災組織が実施する防災訓練に、その区域内の中高層共同住宅等の管理組合から3名以上の理事等が参加し、合同で訓練を行う場合、備蓄品の購入に要する経費のうち、5万円を限度とします。(区民防災組織と中高層共同住宅等の管理組合それぞれに助成します。)

〔備蓄品購入経費5万円の場合〕

5万円 備蓄品購入経費	自己負担 0円
	助成金額 50,000円

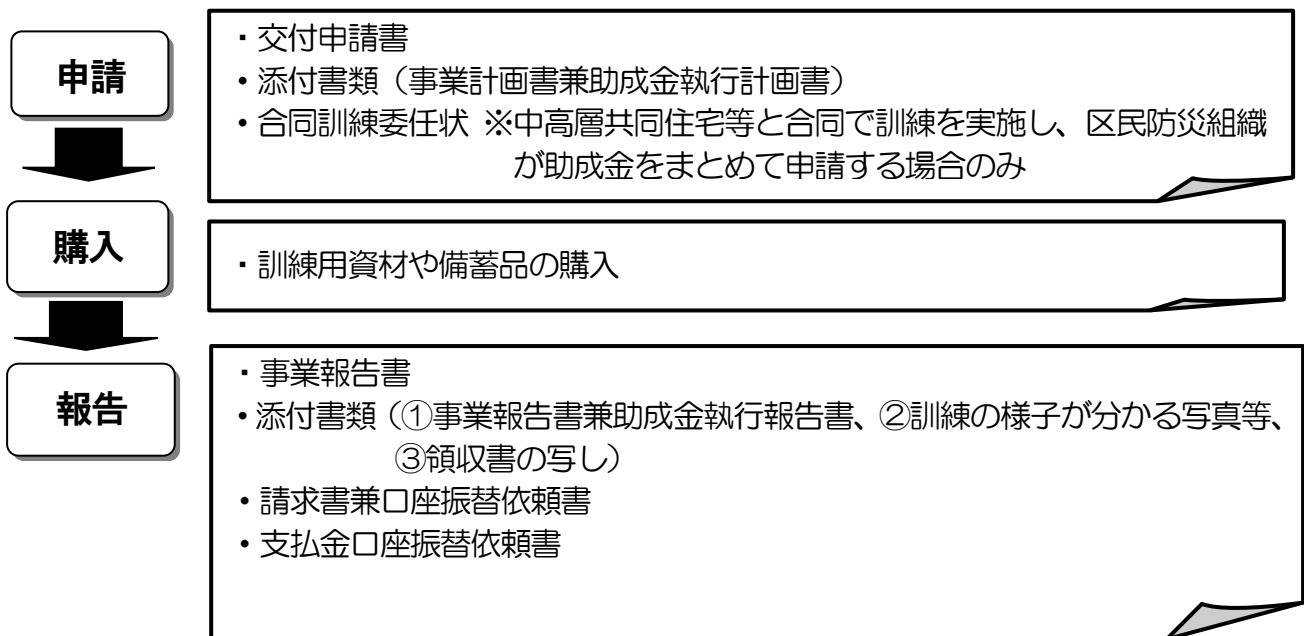
※ 備蓄品購入経費について、以下の2つの場合は交付対象となりませんのでご注意ください。

- ① 交付を受けた年度から翌々年度までの間は交付対象となりません。
- ② 中高層共同住宅等防災対策費用助成金により、備蓄品購入経費の助成を受けた方は、交付を受けた年度の翌々年度までの間は交付対象となりません。

3 区民防災組織等による防災訓練経費及び備蓄品購入経費の例

- ・炊き出し訓練 ⇒ 米等の炊き出し材料の購入費
- ・救出救助訓練 ⇒ バール、ジャッキ、担架等の救出器具や三角巾等の応急手当用品の購入費
- ・初期消火訓練 ⇒ 個人で持っている消火器を使用し、薬剤詰替費用の一部を区民防災組織で負担
- ・避難訓練 ⇒ ヘルメットや物資輸送用のリヤカー等の購入費
- ・防災施設見学会 ⇒ 本所防災館等への施設見学の際にかかった交通費(バス借上げ等)
- ・手づくり町内防災マップ作成 ⇒ マップ作成のための白地図の購入や印刷、事務用品の購入費
- ・備蓄品購入費⇒ 保存水、非常食、救助資器材、簡易トイレ等
- ・その他 ⇒ 訓練のチラシ・ポスターの印刷経費や記録用の写真・フィルム代

4 申込方法



※中高層共同住宅等と合同で訓練を実施する場合は、中高層共同住宅用の各書類を区民防災組織が取りまとめの上、提出してください。

5 申込・問合せ先

文京区総務部防災課

住所 〒112-8555 文京区春日1-16-21 シビックセンター15階北側

電話 03-5803-1745 (直通)

※「中高層共同住宅等」とは

文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱（56文健管発第292号）第2条第1項第2号の表（下記の表）の用途地域の区分に応じ、同表の規模の欄に掲げる規模の建築物のうち共同住宅であるもの。

用途地域	規模
商業地域	敷地面積 500 平方メートル以上又は延べ面積 2,000 平方メートル以上
近隣商業地域	敷地面積 500 平方メートル以上又は延べ面積 1,500 平方メートル以上
上記以外の地域	敷地面積 400 平方メートル以上又は延べ面積 1,000 平方メートル以上